**３歳以降** も仕事と育児の両立を進めましょう



**１、両立支援制度について**

|  |
| --- |
| **【　所定外労働の制限　】**所定外労働を制限することが出来ます |
| 対　象　者 | 小学校就学前の子を養育する労働者（日雇い労働者除く）労使協定を締結しているものにチェックを |
| ※１対 象 外 | □　入社1年未満の労働者　　　　　　　　　　　　　　　　□　1週間の所定労働日数が2日以下の労働者 |
| 期　　　間 | 1回の請求につき1か月以上1年以内の期間 |
| 例　　　外 | 事業の正常な運営を妨げる場合は、請求を拒むことがあります。 |
| 申出期限 | 開始の1か月前まで | 申　出　先 |  |

|  |
| --- |
| **【　時間外労働の制限　】**時間外労働を月24時間、1年150時間以内に制限することが出来ます |
| 対　象　者 | 小学校就学前の子を養育する労働者（日雇い労働者除く） |
| ※１対 象 外 | □　入社1年未満の労働者　　　　　　　　　　　　　　　□　1週間の所定労働日数が2日以下の労働者 |
| 期　　　間 | 1回の請求につき1か月以上1年以内の期間 |
| 例　　　外 | 事業の正常な運営を妨げる場合は、請求を拒むことがあります。 |
| 申出期限 | 開始の1か月前まで | 申　出　先 |  |

**【　５つの措置　】**事業主は**２つ以上**選択する必要があります

１．始業時刻等の変更　　　２．テレワーク等

３．保育施設の設置運営等　４．短時間勤務制度

５．就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇の付与

|  |
| --- |
| **【　深夜業の制限　】**深夜業（午後10時～午前5時の勤務）を制限することが出来ます |
| 対　象　者 | 小学校就学前の子を養育する労働者（日雇い労働者除く） |
| 対　象　外 | ・入社1年未満の労働者　　　　　　・1週間の所定労働日数が2日以下の労働者・子の保育ができる同居の家族がいる労働者　・所定労働時間の全部が深夜の労働者 |
| 例　　　外 | 事業の正常な運営を妨げる場合は、請求を拒むことがあります。 |
| 申出期限 | 開始の1か月前まで | 申　出　先 |  |

|  |
| --- |
| 労働者は次（右ページ）の措置から１つを選択して利用出来ます。 |
| 対象者 | ３歳から小学校就学前の子を養育する労働者（日雇い労働者除く） |
| ※１対象外 | □　入社1年未満の労働者　　　　　　　　　　　　　　　　労使協定を締結しているものにチェックを□　1週間の所定労働日数が2日以下の労働者 |

**２、柔軟な働き方を実現するための措置**



当社では、１、２の措置の利用の申出をしたこと、又は利用したことを理由として

不利益な取扱いをすることはありません。

また、妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント行為を許しません。

|  |
| --- |
| 1. **【　始業・終業時刻等の繰上げ・繰下げ（時差出勤）　】**
 |
| 制度の内容 | 始業及び就業時刻について、以下の様に変更することができます【通常勤務】　始業：午前　　時　　分　終業：午後　　時　　分・時差出勤A　始業：午前　　時　　分　終業：午後　　時　　分・時差出勤B　始業：午前　　時　　分　終業：午後　　時　　分・時差出勤C　始業：午前　　時　　分　終業：午後　　時　　分 |
| 期　　　間 | 1回の請求につき1か月以上1年以内の期間 |
| 申出期限 | 開始　　　まで | 申　出　先 |  |

|  |
| --- |
| 1. **【　短時間勤務制度　】**
 |
| 制度の内容 | 所定労働時間を以下の時間（6時間）とする午前　　時　　分から午後　　時　　分まで（休憩　　時～　　時までの1時間） |
|  |  |
| 申出期限 | 開始　　　まで | 申　出　先 |  |

|  |
| --- |
| 1. **【　　　　　　　　　】**

会社が２つ以上の措置を講じる際に記入して下さい |
| 制度の内容 |  |
|  |  |
| 申出期限 |  | 申　出　先 |  |

両立支援制度等の取得の意向について、以下を記載し、このページのコピーを

**令和　　　年　　　月　　日までに　　　　　　　　　　まで提出して下さい。**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **所　　属** |  | **氏　名** |  |
| **該当箇所に〇** | 利用したい制度 |
|  | 所定外労働の制限 |  | 時間外労働の制限 |
|  | 深夜業の制限 |  |  |
|  | 1. 時差出勤（　　　　　　）
 |  | 1. 短時間勤務制度
 |
|  |  |  |  |
|  | いずれも利用する意向はない |
|  | 検　討　中①～③　柔軟な働き方を実現するための措置について会社が選択した措置を記入 |

**※この提出をもって制度利用が出来るものではありません。**

**期日までに所定の利用申出書をご提出下さい。**



個別周知・意向確認書　記載要領

**３歳以降** も仕事と育児の両立を進めましょう

**周知・意向確認を行う実施時期**

労働者の子が**3歳の誕生日の1か月前までの1年間**

（1歳11カ月に達した日の翌々日から2歳11カ月に達する日の翌日まで）

**１、両立支援制度について**

|  |
| --- |
| **【　所定外労働の制限　】**所定外労働を制限することが出来ます |
| 対　象　者 | 小学校就学前の子を養育する労働者（日雇い労働者除く）労使協定を締結しているものにチェックを |
| ※１対 象 外 | ☑　入社1年未満の労働者　　　　　　　　　　　　　　　　☑　1週間の所定労働日数が2日以下の労働者 |
| 期　　　間 | 1回の請求につき1か月以上1年以内の期間 |
| 例　　　外 | 事業の正常な運営を妨げる場合は、請求を拒むことがあります。 |
| 申出期限 | 開始の1か月前まで | 申　出　先 | 総務部　○○ |

|  |
| --- |
| **【　時間外労働の制限　】**時間外労働を月24時間、1年150時間以内に制限することが出来ます**「事業の正常な運営を妨げる場合」**に該当するか否かは、その労働者が所属する事業所を基準として、その労働者の担当する作業の内容、作業の繁閑、代替要員の配置の難易等諸般の事情を考慮して客観的に判断することとなります。通常考えられる相当の努力をすべきものであることに留意して下さい。 |
| 対　象　者 | 小学校就学前の子を養育する労働者（日雇い労働者除く） |
| ※１対 象 外 | □　入社1年未満の労働者　　　　　　　　　　　　　　　　□　1週間の所定労働日数が2日以下の労働者 |
| 期　　　間 | 1回の請求につき1か月以上1年以内の期間 |
| 例　　　外 | 事業の正常な運営を妨げる場合は、請求を拒むことがあります。 |
| 申出期限 | 開始の1か月前まで | 申　出　先 |  |

**【　５つの措置　】**事業主は**２つ以上**選択する必要があります

１．始業時刻等の変更　　　２．テレワーク等

３．保育施設の設置運営等　４．短時間勤務制度

５．就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇の付与

右ページは5つの措置のうち、

１．始業時刻等の変更

２．テレワーク等

４．短時間勤務制度

についての規定例です。内容については会社の育児介護休業規定と照らし合わせて適宜変更して下さい。

|  |
| --- |
| **【　深夜業の制限　】**深夜業（午後10時～午前5時の勤務）を制限することが出来ます |
| 対　象　者 | 小学校就学前の子を養育する労働者（日雇い労働者除く） |
| 対　象　外 | ・入社1年未満の労働者　　　　　　・1週間の所定労働日数が2日以下の労働者・子の保育ができる同居の家族がいる労働者　・所定労働時間の全部が深夜の労働者 |
| 例　　　外 | 事業の正常な運営を妨げる場合は、請求を拒むことがあります。 |
| 申出期限 | 開始の1か月前まで | 申　出　先 |  |

|  |
| --- |
| 労働者は次（右ページ）の措置から１つを選択して利用出来ます。 |
| 対象者 | ３歳から小学校就学前の子を養育する労働者（日雇い労働者除く） |
| ※１対象外 | ☑　入社1年未満の労働者　　　　　　　　　　　　　　　　労使協定を締結しているものにチェックを☑　1週間の所定労働日数が2日以下の労働者 |

**２、柔軟な働き方を実現するための措置**



当社では、１、２の措置の利用の申出をしたこと、又は利用したことを理由として

不利益な取扱いをすることはありません。

また、妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント行為を許しません。

|  |
| --- |
| 1. **【　始業・終業時刻等の繰上げ・繰下げ（時差出勤）　】**
 |
| 制度の内容 | 始業及び就業時刻について、以下の様に変更することができます【通常勤務】　始業：午前９時００分　終業：午後６時００分・時差出勤A　始業：午前８時００分　終業：午後５時００分・時差出勤B　始業：午前８時３０分　終業：午後５時３０分・時差出勤C　始業：午前９時３０分　終業：午後６時３０分 |
| 期　　　間 | 1回の請求につき1年以内の期間 |
| 申出期限 | 開始1か月前まで | 申　出　先 | 総務部　○○ |

|  |
| --- |
| 1. **【　短時間勤務制度　】**
 |
| 制度の内容 | 所定労働時間を以下の時間（6時間）とする午前９時００分から午後４時００分まで（休憩1時間） |
|  | 1回の請求につき1か月以上1年以内の期間 |
| 申出期限 | 開始1か月前まで | 申　出　先 | 総務部　○○ |

|  |
| --- |
| 1. **【　テレワーク　】**
 |
| 制度の内容 | 1か月10日を限度として、テレワークを実施することができます（時間単位も可）会社が２つ以上の措置を講じる際に記入して下さい |
|  | 時間単位で実施する場合は始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得する事ができます |
| 申出期限 | 実施予定の2日前まで | 申　出　先 | 所属長 |

両立支援制度等の取得の意向について、以下を記載し、このページのコピーを

**令和７年〇月〇日　までに　総務部　○○　まで提出して下さい。**

記載例

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **所　　属** | 営業部 | **氏　名** | 熊本　花子 |
| **該当箇所に〇** | 利用したい制度 |
|  | 所定外労働の制限 |  | 時間外労働の制限 |
|  | 深夜業の制限 |  |  |
| 〇 | 1. 時差出勤　（時差出勤B）
 |  | 1. 短時間勤務制度
 |
|  | 1. テレワーク
 |  |  |
|  | いずれも利用する意向はない |
|  | 検　討　中①～③　柔軟な働き方を実現するための措置について会社が選択した措置を記入 |

**※この提出をもって制度利用が出来るものではありません。**

**期日までに所定の利用申出書をご提出下さい。**